

条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。

その事業の申請のために、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

②共同利用する個人データ項目

・前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

③レセプトデータを共同利用する者の範囲

- ・当組合 …… 給付・審査係担当者
- ・健保連 …… 高額医療グループ職員、健保連の委託業者

④レセプトデータを共同利用する者の利用目的

- ・当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。
- ・健保連・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。
- ・また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額・主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

⑤レセプトデータ等の管理責任者名もしくは名称

- ・当組合 …… 常務理事
- ・健保連 …… 高額医療グループ職員

以上